

## ヒアリング項目：公務部門における女性活躍の取組

担当府省：内閣官房内閣人事局

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

### 1. 女性参画拡大に向けた取組

#### (1) 行政分野

② 国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくため、職員数の男女比に応じた各役職段階への登用につながるよう、「女性職員登用加速化重点項目」として以下の取組を強力に推進する。

##### ・女性職員育成加速化

若手からのキャリア育成支援、育児等を理由に昇任を希望しない等の結果として昇任が遅れている中堅女性職員のキャッチアップ、育児中職員の支援の充実、女性の国家公務員志望者拡大に資する戦略的広報の拡充

##### ・柔軟な人事管理と管理職の意識の変革

年次にとらわれない積極的な女性登用、女性職員の計画的育成のための柔軟な人事管理の実施、転勤を育児期等のキャリア形成の阻害要因にしないための方策の検討、女性職員活躍・ワーク・ライフ・バランス推進に係る現状把握・課題分析のための指標の開発、全管理職員を対象とした意識改革、女性職員の活躍・男女のワーク・ライフ・バランスを進める管理職に対する適切な人事評価の徹底

##### ・男女双方の働き方改革

今夏からの「夏の生活スタイル変革」(ゆう活)、フレックスタイム制度導入の検討、テレワークの推進等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進、より効率的な勤務時間管理手法の検討

### 4. 暮らしの質の向上のための取組

#### (2) 問題・課題を抱えた女性に対する情報提供と妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合い

② 妊娠、出産、子育て、介護等に係る支え合いを進めるためには、それを阻む問題点を解決し、環境整備を行うことが不可欠である。このため、以下の方向で取組を行う。

・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及等による国民の生活スタイルの変革に取り組む。

#### (3) 豊かでゆとりある生活の実現に向けた取組

・働き方改革の契機となる夏の生活スタイル変革、家族との共食(食育)の推進、街なか居住等の推進、テレワークの導入促進その他の豊かでゆとりある生活を実現する施策を推進する。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

(3) 行政分野、理工系分野等における女性の参画拡大

- ① 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」<sup>1</sup>や各府省において女性活躍推進法により策定した特定事業主行動計画に基づき、女性職員の計画的な育成のための柔軟な人事管理の積極的な実施、男女のワーク・ライフ・バランス等を進める管理職に対する適切な人事評価の徹底、徹底した超過勤務の縮減や休暇の取得促進などの女性活躍に資する取組を進めるとともに、今年度から原則として全ての職員を対象に拡充されたフレックスタイム制度の円滑な実施を図る。加えて、「霞が関の働き方改革を加速するための懇談会」における議論も踏まえ、政策の質や行政サービスの向上につながるよう、本年夏の「ゆう活」・ワークライフバランス推進強化月間も含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を強化する。

また、政府共通プラットフォームのリモートアクセス環境提供サービスの利用拡大を図る等、在宅等でのテレワークを推進し、執務室勤務を前提としない働き方を積極的に導入することで、国家公務員のワークスタイルの変革を実現する。

<sup>1</sup> 平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定

# ヒアリング項目：公務部門における女性活躍の取組

担当府省：内閣官房内閣人事局

## ○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

3 行政分野

ア 国の施策・方針決定過程への女性の参画拡大（ア）国家公務員に関する取組

## ○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	女性職員登用加速化重点項目	(28年度当初予算) 50,282
	国家公務員における「ゆう活」の実施	(28年度当初予算) -
2016	国家公務員の女性活躍・ワークライフバランス推進	(29年度予算) 67,063

## ○第4次男女共同参画基本計画における関連する政策領域目標及び成果目標：

★は政策領域目標を示す。

【第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	<b>31.5%</b> (平成27年4月1日)	<b>34.5%</b> (平成28年4月1日)	<b>30%以上</b> (毎年度)
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	<b>34.3%</b> (平成27年4月1日)	<b>33.5%</b> (平成28年4月1日)	<b>30%以上</b> (毎年度)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合			
係長相当職（本省）★	<b>22.2%</b> (平成27年7月)	<b>23.9%</b> (平成28年7月)	<b>30%</b> (平成32年度末)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	<b>8.6%</b> (平成27年7月)	<b>9.4%</b> (平成28年7月)	<b>12%</b> (平成32年度末)
本省課室長相当職★	<b>3.5%</b> (平成27年7月)	<b>4.1%</b> (平成28年7月)	<b>7%</b> (平成32年度末)
指定職相当	<b>3.0%</b> (平成27年11月)	<b>3.5%</b> (平成28年7月)	<b>5%</b> (平成32年度末)
国の審議会等委員等に占める女性の割合			
審議会等委員	<b>36.7%</b> (平成27年)	<b>37.2%</b> (平成28年)	<b>40%以上, 60%以下</b> (平成32年)
審議会等専門委員等	<b>24.8%</b> (平成27年)	<b>27.7%</b> (平成28年)	<b>30%</b> (平成32年)

【第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍】

項目	計画策定時	最新値	成果目標（期限）
男性の育児休業取得率★			
国家公務員★	<b>3.1%</b> (平成26年度)	<b>5.5%</b> (平成27年度)	<b>13%</b> (平成32年)

## 【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し番号 (注1)	項目 (注2)	担当府省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制度改正 機構定員 その他	重点方針 2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
2	1(1)②	内閣官 房内閣 人事局	女性職員登用 加速化重点項 目	<p>女性国家公務員の採用については、将来における登用の拡大に資するよう、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を政府全体で30%以上とすることを目標としてきたところ。平成27年4月1日における女性の採用割合は31.5%となり、目標を達成した。</p> <p>女性国家公務員の登用については、第3次男女共同参画基本計画において、指定職3%程度、本省課室長相当職以上5%程度、国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上10%程度という目標が掲げられているところ。平成26年9月時点で指定職が2.8%、本省課室長相当職以上が3.3%、平成26年1月時点で国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上が5.6%となっており、2年前に比べ大きく拡大するなど安倍政権となってから着実に上昇している。</p> <p>まず「隗より始めよ」の観点から、「女性職員登用加速化重点項目」を定め、国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくこととした。</p>	<p>平成26年10月17日に内閣人事局長と全府省の事務次官級で構成される会議において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」を決定した。各府省は、女性職員の採用・登用に関する新たな目標数値等を盛り込んだ取組計画を策定し、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。</p> <p>また、国家公務員における女性活躍の動きを更に加速していくため、女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修の実施等による積極的な育成、イクボス及び女性職員の活躍促進に資する取組を行う管理職を増やすため、新たな研修の実施及び管理職全員が受講するeラーニング開発、ワークライフバランス実現のために、今夏からの「ゆう活」、フレックスタイム制度導入の検討等による職場の働き方改革や徹底した超過勤務の縮減、休暇の取得促進等の取組を強力に推進していく。</p>	26,851	-	50,282	-	32 (国家公務員 の女性活躍・ ワークライフバ ランス推進)
163	4(2)②イ*	内閣官 房内閣 人事局	国家公務員にお ける「ゆう活」の 実施	<p>国民運動として展開することとなった夏の生活スタイル変革（「ゆう活」）について、国家公務員については、率先して取組を進めることとし、実施に当たって、以下の3点を重視。</p> <p>① 朝型勤務を実施し、退庁時間も早め、一日の時間を有効に使うことにより、ワークライフバランスを実現すること</p> <p>② 業務の無駄を徹底的に排除し、業務を効率化すること</p> <p>③ 職員の士気の向上も通じて、国民への行政サービスの維持・向上を徹底すること</p>	<p>3月27日に示した『国家公務員における「夏の生活スタイル変革」（朝型勤務と早期退庁の奨励）の実施方針』により、平成27年7月及び8月に下記の内容を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の勤務時間開始時刻（8:30～9:30）を1～2時間程度早め、7:30～8:30（終業時刻は16:15～17:15）等となるよう勤務時間を割振り（早出勤の活用）</li> <li>・早朝出勤の職員は、原則定時退庁</li> <li>・期間中の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、本府省等（霞が関等）において、遅くとも20時までの庁舎の消灯を励行（国会関係業務などの業務等がある場合を除く）</li> <li>・期間中は、早朝出勤の職員が超過勤務をすることのないよう、政府全体で、原則16:15以降に会議時間を設定しない等の取組を徹底</li> </ul>	-	-	-	-	
175	4(3)ア*									

(注1) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について（平成28年1月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

なお、\*を付した項目については「女性活躍加速のための重点方針2015の『4. 暮らしの質の向上のための取組』について」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ）の記載箇所を示す。

(注3) 『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について（平成28年1月）における記載内容である。

(注4) 『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

## 【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担当 府省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算 (千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
32	I 2 (3) ①	内閣官 房内閣 人事局	国家公務員の 女性活躍・ワー クライフバランス 推進	<p>国家公務員においては、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。平成28年1月28日一部改正。以下「取組指針」という。）、取組指針に基づく各府省の取組計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく特定事業主行動計画に基づき、率先して女性活躍・ワークライフバランス推進に取り組んでいるところ。また、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）等を踏まえ、「霞が関の働き方改革を加速するための重点取組方針」（平成28年7月29日内閣官房内閣人事局決定。以下「重点取組方針」という。）を策定し、「働き方改革」を更に加速することとしたところ。</p> <p>男女全ての職員にとって働きやすい職場環境づくりに向けて、女性活躍・ワークライフバランス推進の動きを加速していく。</p>	<p>目的の達成に向け、取組指針等に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性職員が若いうちから将来のキャリアをイメージしつつ仕事への意欲を高めるための研修の実施等による積極的育成、</li> <li>・ 女性職員の活躍及び男女のワークライフバランスに資する取組を行う管理職を増やすための研修の実施やeラーニング教材の開発、</li> <li>・ 男女全ての職員のワークライフバランスの実現のため、「ゆう活」等を通じた超過勤務の縮減、業務の効率化、フレックスタイム制等による時間と場所の柔軟化等に加え、重点取組方針に基づきリモートアクセスとペーパーレスの推進、管理職をはじめとしたマネジメント改革、不要業務の廃止を含めた業務効率化等による「働き方改革」等の取組を強力に推進していく。</li> </ul>	50,282	-	67,063	16,781	-

(注1) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。

(注3) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）における記載内容である。